

第 1 6 回

「販売」を軸とした米システム のあり方に関する検討会議事録

於：農林水産省三番町共用会議所

平成 2 0 年 9 月 2 日

農林水産省

目 次

	ページ
1.開 会.....	1
2.議 事	
(1)平成21年度米関連政策の概算要求及び金融・税制要望の概要について.....	2
(2)意見交換.....	8
(3)その他.....	23
3.閉 会.....	23

開 会

枝元計画課長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第16回「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会を開催させていただきます。

お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

初めに、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。資料1「平成21年度米関連政策の概算要求及び金融・税制要望の概要」、資料2「検討会委員名簿」でございます。よろしいでしょうか。

委員の出欠状況でございますが、大南委員、中島委員におかれましては、御都合がつかず御欠席との御連絡をいただいております。

さて、前回の検討会で御案内したとおり、奥村委員が交代され、後任の小野寺氏が御出席されております。御紹介を申し上げます。

ホクレン農業協同組合連合会代表理事副会長・小野寺仁氏でございます。一言よろしく申し上げます。

小野寺委員 小野寺でございます。よろしく申し上げます。

枝元計画課長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

本日の検討会は、21年度農林水産省予算の概算要求等について御説明させていただき、御議論いただくこととしております。この概算要求については、6月に本検討会で中間論点整理を取りまとめたところであり、その中で、特に世界の食料需給の変化と我が国の水田農業のあり方として、世界の食料需給の中で将来にわたって日本国民に食料を安定供給していくためには、連作障害のないすぐれた生産装置である水田の機能を維持し、水田を最大限に活用して自給率の向上につなげていく必要がある。それには、水田で積極的に生産し、販売していく作物を明確にすることが重要である、という中間取りまとめをいただいたところです。この観点に従いまして、水田をフルに活用する。また、その活用の仕方としまして、いろいろ御議論いただきました米粉や飼料米等の新規需要米につきまして、概算要求させていただいたところでございます。本日は、その概要を御説明いたします。

それでは、以降の進行を八木座長にお願いいたします。

議 事

(1) 平成 21 年度米関連政策の概算要求及び金融・税制要望の概要について

八木座長 皆さん、おはようございます。また、新しく委員になられた小野寺委員、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ることとします。本日は 21 年度予算の概算要求のうち、米関連の状況などについて農林水産省からの説明をお聞きし、その後、委員の皆さんと意見交換を行いたいと思います。

それでは、最初に生産局の雨宮課長、お願いします。

雨宮農業生産支援課長 農業生産支援課長の雨宮でございます。8 月 1 日に生産局の耕種部門の組織改正がありまして、作物ごとの課の編成から施策横断的な課の編成に変わっております。農業生産支援課では、産地づくり交付金など、水田を中心とした土地利用についての仕事を担当しております。

それでは、A3 判の色刷りの資料に基づき御説明させていただきます。御案内のように世界の穀物需給は逼迫をしており、主要な穀物の国際価格が、今年に入りまして軒並み市場最高値を更新したところでございます。穀物の需要は 1970 年と比べ、この 40 年ほどで約倍になっており、それにあわせて生産も約倍増しております。需要の増加については、世界の人口が 30 数億から 60 数億に増えていること、経済発展によって食生活が高度化をしていることにより、穀物需要も伸びてきたところでございます。

生産量については、当然需要に合わせて拡大していくこととなりますが、農地面積につきましても、農地開発が世界各地で行われている一方で、改廃や砂漠化あるいは作付けされない農地があり、収穫面積は 70 年と最近と比べるとほとんど変わらないところでございます。

では、なぜ生産量が伸びたのかということ、反収を向上させるため、品種改良を行い多収性の作物が作付けされたということであり、1960 年にはグリーンレボリューションということで、小麦でいえば、日本の飯塚博士が開発をした農林 10 号を遺伝子に持つ小麦がメキシコのポーローク博士によって多収性の品種として世の中に出されたとか、あるいはフィリピンの I R R I がハイブリッドによって多収性の稲を開発するといった歴史があります。

このような多収性の品種、灌漑用水の開発、水資源の開発、多肥栽培、肥料による多収

品質の特性を最大限に引き出すなどの取組が、近代農業における生産量の増加を支えてきたところでございます。

この需要が、ここに来て、人口の大きな中国、ブラジル、インドなどの新興国の経済発展により、需要の伸びが著しいところでございます。中国では、経済発展により特に畜産物の消費が伸びております。御案内のように穀物を人間がそのまま食べるよりも、畜産物を介して食料とするほうが数倍の穀物が必要になりますので、その分、穀物需要が伸びている状況となっております。中国については、大豆を自給していましたが、最近では3,000万トンを入力している状況でございます。

このような状況の中で、我が国の農業生産を見てもみますと、1970年代には600万ヘクタールを超える農地がありましたが、改廃や農地転用などで現在は500万ヘクタールを割っているところでございます。さらに農地の利用状況を見てもみますと、昭和30年代は二毛作がかなり行われており土地利用率が130%を超えていたところですが、最近では90数%となっており、土地利用率が非常に低下してきている状況でございます。

こういう状況の中で、いろいろと報道されていますように、耕作放棄地が39万ヘクタールと荒廃した農地が出てきている状況でございます。これには、いろいろな要因があるわけですが、農業者・担い手の高齢化、減少ということが非常に大きな要因となっております。

そのような中で担い手対策としては、19年から農業を担ってくださる方の生産を支えていこうということで、経営所得安定対策をスタートしておりますし、全国各地でいろいろな形態の担い手が地域の農業を支えている状況でございます。

世界の穀物需給を考えたときに、我が国で生産できるものは最大限、生産していくことが大切であり、現在の基本法に基づく基本計画においては、食料自給率の目標を45%としております。現在は、40%であり、いろいろな課題を解決した上で45%を達成する目標を掲げております。この食料自給率を国民への食料の安定供給という観点から、早急に50%程度に実現をしていこうという目標を再設定し、そこに向けてどのように農業生産や消費拡大を進めていくのかという工程表づくりを現在省内で検討中でございます。

そういう背景のもとで、国内の水田を初めとした農地を最大限に有効活用し、生産から消費まで自給率を高める取組を強力に進めていくため、今回、水田等有効活用自給力強化向上総合対策として、3,025億円の21年度予算の概算要求をしたところでございます。

川下の消費面から流通面、生産面とあるわけですが、私どもは主として生産面を

担当しており、この資料のオレンジ色の枠で囲った部分を担当させていただいております。

水田には、夏季に何も植えてない水田が 20 数万ヘクタールあるといわれております。の中には、転作のために作物を植えずに、水張りとか保全管理という形で水田の機能を維持している取組もあります。

それから、自給率とともに米の需給調整というのは非常に重要な事項でございます。これは主食用米の安定供給という意味でも、農家の経営安定という意味でも、やはり米の需給調整をしっかりとやっていくことが重要であり、19 年は食料価格の上昇により米の消費が回復しましたが、トレンドとしては米の消費は減少傾向であり、それに合わせて生産調整を拡大し、米からその他の作物に転換をしていただく必要が依然としてあります。それらをあわせて進めていくために、この対策を講じることとしたところでございます。

従来、水田の作物振興については、生産調整の推進とあわせて産地づくりを進めるため、産地づくり交付金があるわけでございます。平成 16 年から対策が始まっており、従来、国が画一的に作物ごとの単価を決めていたものを、地域の皆さんのビジョンに基づいて、地域の農業振興とあわせて生産調整を進めていただくという仕組みに変えており、地域のいろいろな農業振興の取組が実現しているところであり、非常に評価をされているところでございます。

また、そういう中で、麦・大豆についても各地で熱心に取り組んでいただいておりますけれども、やはり 3 年間、総額を固定した対策ということで、生産調整の拡大に対して少し限界感があるという声も現場からは聞こえております。また、国全体を見渡して生産振興を図りたいという場合には、なかなか全国的に思うような施策の振興ができないという課題もあり、そのような点を少し修正しつつ、さらに、新たな転作により何か他の作物を植えなければいけない水田やあるいは現在、作物を植えることができない水田などの農地を有効に活用して、生産調整の実効性確保と自給率の向上につなげていくため、産地づくり交付金につきましては産地確立交付金として修正するとともに、新たな対策として水田等有効活用促進対策 526 億円を創設したところでございます。

趣旨に沿って対策が組み立てられておりますので、転作の拡大部分やあるいは調整水田などの何も植えられていない水田などに自給率向上につながる作物を植えていただいた場合には、一定程度の助成をする仕組みでございます。

作物としては麦・大豆、飼料作物のほかに、従来から地域の取組として多少行われていましたが、現場からの声もあり、水田の機能を最大限活用する意味でも、有効な米粉用の

稲、あるいは飼料用の稲も戦略作物と位置づけて、現場の生産体制なり需要との結びつきに応じて生産拡大を図っていただくこととしたわけでございます。

助成の水準は、従来の設定単価を参考にいたしまして、米粉や飼料用の稲については反当たり5万円、麦・大豆、飼料作物については反当たり3.5万円を助成することとしております。

それから、水田なり農地の有効利用ということであれば、二毛作についても自給率向上に効果があることから、反当たり1.5万円を交付することとしております。経営所得安定対策の対象者の皆さんには、麦・大豆の生産費と販売価格の差を固定払い、成績払いされているわけですが、これは実績のある方への助成であり、新たに麦・大豆を作って自給率向上につなげようという場合には、別途、固定払いや成績払いをすることとしております。

あわせて生産体制を整えるため、麦・大豆の収穫機械のリースや乾燥調整施設が新たに必要になるという場合に、あるいは米粉なり飼料用米の加工・流通施設の整備が必要になるという場合に、強い農業づくり交付金の特別枠、あるいは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の枠取りとして、合計で95億円の予算を施設整備の助成として用意しているところでございます。

それから、右下に耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金がございます。これは担当局でいいますと農村振興局になるわけでございますが、荒れ地になって灌木が生えるなど、なかなか農地としてすぐに活用できないようなところも、市町村なりが計画を立てて営農復帰していく、担い手にもつなげていくという取組ができるよう、障害物、灌木を伐採するとか、大きな根を取り払い営農ができる農地に戻していく活動について一定の支援をすることとしております。

それから、関連対策といたしまして、飼料作物の生産を拡大する、あるいは自給率を高めるために食品残渣など資源循環のサイクルを活用して、飼料生産をしていくエコフィードの取組を支援する、あるいは加工業務用の野菜、果物の国内供給が追いついていないことから、このようなものの供給体制を強化する取組に支援をする、あるいは多収米を生産する場合には種子が必要になりますので、この種子を各県レベルで手当てをするために必要なソフト経費や、生産・流通関係の整備、それと消費面での対策ということで自給率に関する広報事業、あるいは国産食料品の購入についてポイント制を広げていくような活動への支援などを用意してございます。

また、生産基盤の整備ということで、このような自給率向上に直結する作物の生産がう

まくいくように農地整備のあり方についての事業も用意しているところでございます。

このような事業を総合的に進めることによって、国内の生産体制の強化、国産農産物の消費拡大、そして自給率の向上へとつなげていきたいと思っているところでございます。

八木座長 それでは、引き続き枝元計画課長、お願いします。

枝元計画課長 計画課長の枝元でございます。資料1の米粉、エサ米等の新規需要米につきまして御説明いたします。

1ページにつきましては、今ほど雨宮課長から御説明いたしましたが、5ページ以降が水田をフルに活用していく中で、これまで主流であった麦・大豆に加え、戦略作物としての米粉、飼料用米等、いわゆる新規需要米についての施策を取りまとめたもので、5ページがその全体でございます。

中間論点整理でもございましたが、この新規需要米を推進していくに当たっては、確実に需要がある、確実に消費されることが重要であり、単に作るだけではダメだということであり、確実に消費されるよう関係者が連携のうえ計画を作成していただく。いろいろと御議論いただきました中で、生産者にせよ、集荷・流通業者等にせよ、加工事業者にせよ、いろいろな課題があるということから、生産者、集荷・流通業者、加工事業者等で計画をしっかりと作っていただき、需要があるものに対して支援をしていく仕組みでございます。

その支援措置については、省を挙げ対策を講じているところでございます。左の上の生産者に対する支援は、今、生産局から御説明いただきました水田等有効活用促進交付金の一部、これは麦・大豆等も含まれますので、その一部ということで米粉なりエサ米を作る生産者に対して、1反歩当たり5万円の助成を行い、これによって、飼料用米や米粉用のお米と主食用のお米、また加工用の通常のお米との水準の差を埋めていくということでございます。

交付要件としては、需要者との播種米契約等があること、低コストの生産を行うこと、捨て作りを行わないこと、としております。

その下でございますが、生産コストを下げっていくためには、やはり多収性の稲が重要になりますが、以前、その種子が十分に確保されている状況ではないと御説明したことがございます。これに対しまして、都道府県段階の種苗関係団体による安定供給を図る取組、例えば、保管ですとか増殖ですとか、そういう取組について支援をする事業でございます。

以上の生産者に対する支援と種子の関係につきましては、生産局が予算要求をしているところでございます。

右の上でございますが、こういう集荷・流通業者や加工事業者、生産者の段階では、主食用のお米と違うお米を作り、そのお米を使って粉を作り、これまで使っていた海外から輸入される小麦に替える、またトウモロコシに替えてエサ米を作っていく、米を使ってエサを作るとなると、当然ながら集荷・流通のあり方、また粉をひく加工事業者等々でさまざまな施設の整備が必要になってまいります。そういうことに対しまして施設整備等の支援ということで、補助率2分の1で生産機械の導入、加工施設、サイロ等の集出荷施設等の整備、あとソフトとして定額ではございますが、市場動向の分析、製品開発研究等を組み合わせたハードの支援を農村振興局で予算要求しているところでございます。

また、小麦につきましては、さまざまな技術というのを日本の製粉企業は持っておりますけど、特に米粉につきましては、やはり米粉の利用や製粉、ブレンドについては、これまで点的にしか使われてございません。そういう製粉・ブレンド技術の確立に必要な技術開発については、技術会議で予算要求をしているところでございます。

以上が全体像でございます。6ページ、7ページは、今申し上げました4つの予算措置について細かく説明しているところであり省略させていただきます。

あと、特に加工事業者等につきましては、施設の整備、ハードの支援について予算要求しておりますが、やはり融資とか税制も重要でございます。

8ページが日本政策金融公庫、これは農林漁業金融公庫ですとか中小公庫ですとか政府系の金融機関を一体化した新しい日本政策金融公庫でございますけど、その資金といたしまして、8ページの融資の貸付条件の改定を要求させていただいているところです。

先ほど申し上げたような連携計画に基づいて整備する加工施設、集出荷施設等々の融資率と貸付利率を見ていただきますと、融資率は現行20~50%のところを80%、貸付利率は変動いたしますが、8月20日現在で、中小特利3といわれます政策金融の中では最も低い利率のものを要求しているところでございます。これは中小企業に限った施策になっております。

あと、9ページでございますが、そのような施設連携計画に基づいて取得する施設について、税制のお願いをしているところでございます。所得税、法人税の特例措置として特別償却率を30%とし、通常の償却率に比べますと、政策的な支援といたしましては最も高い部類に入るものでございます。

下の方に参考で書いてございますが、固定資産を取得した場合、事業年度に取得価額に一定率、30%を掛けて償却の前倒しができるということで、1年目の納税額を軽減するこ

とができ、設備投資直後のキャッシュフローの改善に役立つことから、施設面ではよく使われる手法でございます。これの一番大きな償却率を要求しているところでございます。

なお、個人または中小企業者は、特別償却若しくは税額控除を選択できることになっております。

以上のような予算、融資、税制について省を挙げ対応いたしまして、新規需要米の促進を図るとともに水田をフルに活用し、日本の自給力また自給率の向上につなげていく。また、生産調整も的確に対応していきたいと思っているところでございます。これらの点について御意見いただきますとともに、いろいろと御支援いただければと思っております。

以上でございます。

八木座長 ありがとうございます。

(2) 意見交換

八木座長 それでは、意見交換に入りたいと思います。

御質問、御意見等ありましたら、御自由に御発言ください。

吉田委員どうぞ。

吉田委員 現行の枠内でいろいろ創意工夫され、期待できる概算要求だと思いますが、まず米粉と飼料用米について助成単価が10アール5万円というのはわかるのですが、流通の価格水準については特定されるのですか。契約の段階で当事者同士に任すのですか。

もう1点は、全体の予算を見ると、米粉パンについても飼料用米についても結構テレビで取り上げてはいますが、これを普及するための宣伝だとか試食だとか、そういう予算措置をされているのか。米粉パンにしても飼料用米で作った肉についても、特性があり、これを本気になって進めていくためには、ある程度しっかりとした普及が必要ではないか。例えば栄養士さんとか学校給食などで、卵はちょっと黄身が薄いけど栄養価はどうかとか、こういう特性やこういう利点があるといった、宣伝の予算措置があるのか伺いたい。

八木座長 計画課長どうぞ。

枝元計画課長 1点目でございますが、播種米契約ですと、価格は当然ながら当事者がその際に決めることになると思います。アローワンスなどもございますが、当事者が決めることとなります。いずれにしても、やはり小麦などの海外から輸入されるものと、価格でどう勝負するかということになると思います。

あと、普及・宣伝のための予算でございますが、特に新規に要求しているものはございません。現在、米粉関係予算につきましては、米粉を使ったいろいろな製品開発の技術的なものについて、約4,000万円弱の推進費を措置しております。これは書いてございませんが引き続き要求はしております。

吉田委員 確かに需要者との契約はありますが、本当にやるのであれば、作るだけではなく、相当思い切った普及や宣伝が必要ではないか。御飯食の普及よりは、こちらの方がすごくインパクトもあるし、農協さんとも連携して、本気になって宣伝や普及を行うべきではないか。来年度は無理だと思いますが、本当は来年、本気になって実施すべきだと思います。

八木座長 阿部委員どうぞ。

阿部委員 水田等有効活用自給力強化向上総合対策との関連で、従来の生産調整の考え方を踏まえると、これはある意味で代替政策だと思いますが、それならそうと、「生産調整はもうやめるんだ」、「この政策でいくんだ」と、きちんと整理された方が、生産現場のモチベーションが違ってくると思います。従来の生産調整は、著しく水田農業に対するモチベーションが低下しており、担い手の育成も生産調整が大きいのしかかっているわけです。

それと、耕作放棄地の問題がありましたが、これも生産調整の結果ですよ。生産調整という政策と、この水田等有効活用、フル活用の対策にきちんと整理して置き替える、そういう考え方の整理が極めて大事だと思いますがいかがでしょうか。

八木座長 計画課長どうぞ。

枝元計画課長 前回は御意見をいただいていると思います。言い方の問題だと思います。まず1つは、よく新聞等で「減反」という言葉を使います。私どもは、少なくとも「減反」という言葉は使ってございませんし、いわゆるEUで行われております減反と異なる点は、単純に生産量を減らすという政策ではなく、生産調整はいろいろ政策の名前が変わってきておりますが、主食用のお米は、その需要に合わせて生産し、それ以外の水田については他の作物を生産し農家の経営を安定させ、また国民に食料の安定供給を図るということでございます。

そういう意味からすると、国際的な需給がこれだけ変わってきている中で、先ほど御説明したとおり、生産サイドも生産調整の一つの手法としての調整水田ですとか、何も植えていないとか、また耕作放棄地などがあります。それらの発生した一つの原因としては、いわゆる生産調整もあったことは事実だろうと思います。そういう意味からすると、水田

をいかにフルに活用していくかということは、国として大きな課題であり、そこに対して今回ともかく挑戦していこうということでございます。

そういう意味からすると、「生産調整」という言葉を「水田フル活用」という言葉に替えても趣旨は変わりませんが、主食用のお米については、需要に応じなくてもとにかく作ればいいという、これまでの生産調整のアンチテーゼとして受け取られる。個々の農家の方々なり我々も含めて、ここの意識統一をいかに図っていくかという点では、やはり「水田フル活用」という言葉をしっかりと理解していただき、それに伴って農家の経営も安定しなければ「絵に描いた餅」になります。このような施策を通じて、水田をフルに活用することができれば、おのずと「生産調整」という言葉はなくなってきて、諸外国から輸入される需要に応じた多様な品目と競争できることとなります。生産現場においてもいろいろなパターンで経営が成り立っている、そういうものを目指したいと思っております。

八木座長 阿部委員どうぞ。

阿部委員 そうであれば、いっそのこと思い切って「生産調整」という言葉を無くして、フル活用政策に完全に置き替える方が生産現場へ与える影響は非常に大きいと思うのです。

やる気を起こさせることにつながるし、担い手の育成にもつながっていくと思います。私は、長い間実施してきた生産調整という政策こそが、水田農業に対するモチベーションを下げてきたという問題意識を持っていますので、そのような整理をすべきではないかと思えます。

それともう1つ、毎年5万円の支援措置の助成水準ですが、この5万円という考え方は、どのような基準が背景にあるのですか。つまり、単なる掴み金としての支援助成なのか、それとも、エサや米粉、あるいは麦とか大豆とかいろいろなものの販売代金も含めて反収がこれぐらいになるので、5万円ということなのか。ある意味で所得補償になる金額だとか、いろいろ論拠があると思うのです。その検討した論拠を教えてくださいませんか。

八木座長 農業生産支援課長どうぞ。

雨宮農業生産支援課長 1つは、昨年度の緊急対策で実験的に米粉用米なり飼料米の生産を進めた単価が5万円としており、一つの目安としております。もう1つ、同じような加工原料である加工用米の手取りを目安としております。加工用米は今1俵当たり販売価格1万円程度、流通経費2,000円を引くと8,000円程度であり、その水準をある程度確保できる、あるいは大豆の手取りなども参考にしながら、米粉用米の販売価格が1俵当たり4,000円程度、エサは過去の事例から2,000数百円と仮置きをして、加工用米並みの手取

りとなるよう、大体5万円という水準を引き出しております。

阿部委員 今のお話からすると、トータルしてみれば、再生産費のための補償水準として5万円としたと思いますが、単なる5万円ではなく、もっと根拠を持つべきだと思うのです。

例えばフランスなどは不足払い、アメリカは所得補償と、各国いろいろあるわけです。そういう意味では、再生産を補償できることを目標として5万円ということであれば、もっと説得力があるのではないのでしょうか。同じ5万円であれば、そういう整理はなさらないのですか。

雨宮農業生産支援課長 先ほど申し上げたような考え方であり、経営費から割り出してみても、ある程度それを賄うような水準ということでセットさせていただいております。

八木座長 富士委員どうぞ。

富士委員 今の阿部委員の御意見と関連しますが、5万円の単価についてですが、この場でも検討したかと思いますが、担い手の3ヘクタールから5ヘクタールぐらいの層の10アール当たりの米の生産コストは9万円ぐらいだと思います。そうすると、飼料用米だと1俵2,000円か1,800円、10俵取れても2万円であり、9万円との差は5万円では埋まらないこととなる。それはコストですので、所得も出ないということになるので、コストを賄う水準となっていないのではないかと思います。

そういう意味で、担い手のどこの層を取るのかということですが、そういうコストを賄う、補償するという考え方で積算すべきではないかと思います。そういう意味では、この3万5,000円と水田裏作の1万5,000円、この辺の算定根拠もお聞かせいただければと思います。

それと、これも阿部委員の御意見と同じようなことですが、この526億円、400何億円は、20年まで生産調整を実施していた部分は、右側の産地確立交付金で従前どおり措置し、拡大分については今後3年間拡大していくのですが、その拡大分については400億円を枠として措置するとしていますが、その水準も右側と同じような水準に見えるのですが、もし米粉だとか飼料用米などの新規需要米を水田における米による転作、水田のフル活用ということで、国家として、政府として戦略的に位置づけ、麦・大豆とあわせて自給率45%、50%に向けて工程表を組んでその目標に向かって進んでいくのであれば、例えば、どのように麦・大豆の面積を拡大し、米粉はどの程度の面積を3年後、5年後に拡大し、飼料用米は3年後、5年後にどのぐらいの面積拡大を図って、自給率45%、50%のうちのこのぐ

らい寄与していくという工程表について、国家・政府としての戦略目標とあわせて示していただくと、非常にわかりやすく、現場に対するインパクトがあると思いますが、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

八木座長 農業生産支援課長どうぞ。

雨宮農業生産支援課長 米粉用米、飼料用米の助成単価の5万円と生産費との関係でございますが、要するにこの取組は、低コスト化を進めながら広げていく必要が当然あると思っております。そういう中で、手取り水準として加工用米を設定しておりますし、生産費の中では経営費をまずカバーしようという考え方でスタートしております。

それから麦・大豆の3万5,000円でございますが、これは従来産地づくり交付金の積算単価といえますか、都道府県への配分の単価も3万5,000円ではありますが、これは麦・大豆とお米との所得差ということで、過去何年間かの平均により算出しているところでございます。

それから1.5万円につきましては、今まで作物が植えられていないので、土づくりなどに掛かる経費から算定しているところでございます。

それから、富士委員の御意見にありましたように、自給率目標に向けての工程表なりビジョン、これは大切なことだと思っております。どういう形で出すのか。積算時には一定の前提を置いて、将来に向けての姿もイメージしながら積算しているわけでございます。今まさに50%目標に向けての工程表を省内で検討しており、そういう作業の中で何らかの形でお示しをしながら推進していければと思っております。

八木座長 竹内委員どうぞ。

竹内委員 こういう議論になると、皆さんの意見がほぼ揃うことはないと思います。そういう意味では自由に御発言いただいて、当局はもちろん、各委員もいろいろお考えいただくことが大事であると思います。

今日の議論や今までの議論を聞いていると、議論自体が生産サイドの意識から議論されてはいますが、それでいいのだろうかと思っております。この検討会は、「『販売』を軸とした」検討会であり、販売ということは「売れて何ぼ」ですから、消費サイドの動向はどうか、つまりマーケットリサーチが必要ではないか。

今度の新しい政策は、通常言葉で言えば一種のベンチャーであり、ベンチャーが成功するかしないかはやってみないとわかりませんが、成功するということは売れた場合となります。それでは、お米で作った粉をパンに入れてみよう、あるいは麺に使えるかもしれ

ない、飼料用作物の中に入れる、輸入用の穀物の一部代替ができないか、というようなことを実施すると売れるのかどうか。また、農家が使うのか。

もちろん価格の関係があり、それがベースなので、当然やっておられると思いますが、当然こういう政策を立てるには、マーケットリサーチをどの程度実施しているのかが基礎だと思います。企業が新しいビジネスにトライしようとするときには、マーケットリサーチを十分やって、それが当たったところはベンチャーとして成功しますが、ベンチャー自体の成功率はもちろん非常に低いわけです。ですから、そこが一番肝心ではないかと思います。

生産調整は、言葉をどのように置き替えてみても実態が変わるわけではないわけですから、生産調整、つまり供給制限をやめたらどうなるのか。価格は下がるに決まっていますが、どのくらい価格が下がるのか。公表されてはないと思いますが、昔、生産調整に関する研究会で農水省が試算されたことがあります。数字はよく覚えていませんが、恐らく現状から見たら極端に下がる。国際価格が上がった、倍になった。今比較したらどうなのか。

正確に記憶していませんが、上がる前は8倍だったのが4~5倍になっているのです。そういう環境の下で自由経済に持っていけばどうなるかは、数字は別として常識的に見えています。そういう状態において、政策をどう考えるのかはおのずからあるのであり、生産者に対する企画部門の責任ということになるのではないか。これもやはり全て消費サイドから見ている話ですから、すべての問題は「売れて何ぼ」なので、その売れることや販売を念頭に置いた生産体制について議論しているわけですから、そういう点についてその都度考えていく必要があると思います。

そのときに、政府が政策として自給率が45%か50%か、よく知りませんが、自給率の問題を取り上げ、それでは、工程表も作りますという立場に今置かれている。その時にどういうものを作るのか、いずれまた御説明をいただける時期もあるかもしれませんが、やはりそれは全体を合わせたところの話であって、米の消費の減少傾向が止まらないのに、米の消費が増えることを前提にして、かつ自給率が上がるという計算が成り立つとは誰も思わないわけです。ですから、この部分がどう影響するのか、それはやってみなければわからない。

そういう政策を推進していく上で、助成はどうあるべきか。これは政府が責任を持ってお決めになればいいわけですがけれども、そのためには納税者の概括的な支持が必要となります。市場価格が2,000円、生産費を足したら幾らになるかわかりませんが、その差に全

部税金を投入する、納税者、世論の支持が得られるという目安は当然必要であって、そのような検討が不十分な場合には、逆に批判が出てきますから、途中で終わってしまいます。

そういう意味では、一つの側面である生産サイドの御都合だけで議論してもうまくいかないのであって、やはり助成する場合には、世論の包括的なバックアップがあるという体制のもとで推進していかないと、うまくいかないと懸念しております。

八木座長 これまでの米の価格も含めまして、どのような米の市場が形成されていたのかについては、事務局に御検討をお願いしているところであり、それも踏まえて、需要はどのように動いてきたのか、これからどういう需要が見込めるのかについても、確かにこの検討会でも一度議論する必要があると思います。

ほかにございますか。

吉田委員どうぞ。

吉田委員 1つお聞きしたいのは、この検討会は12月まで開催すると聞いておりますが、21年産まではいわゆる生産調整で、22年からは生産者主体の生産調整に移行することになっていると思いますが、今年度の対策は21年産に向けてであって、22年産に向けてどう連動するのか。

多分526億円は連動すると思っておりますが、他の部分は、新しい仕組みをこの検討会で検討することとなるのか、それとも、この対策が更に3年間続くのか教えていただきたい。私は、今日の説明資料は来年度の予算であり、22年度からまた新しい仕組みが入ってくることを前提に考えていましたが、教えていただければと思います。

枝元計画課長 支援策という意味におきましては、3年間の対策を21年度から開始することですので、21、22、23年度は、このスキームでいきたいということでございます。

吉田委員 竹内委員の御発言にあった、一応主食用米については価格を維持しながら生産調整を進めていくという方向でやっていくということによろしいですか。

枝元計画課長 価格を維持しながら、当然いろいろとコストを低減していく必要はあると思いますけれども、先ほどの需要との関係で申し上げますと、マーケットリサーチといえるかは別として、少なくともエサ米については、あきらかに需要があると思います。ただ、これは価格の話になります。

あと、米粉はいろいろな動きが出てきており、まだ点的だと承知をしております。ただ、価格はあきらかにエサ米よりも魅力のある価格であるということです。ただ、どちらの価

格にしても、現在の農業経営の下では何らかの支援なしにできる状況ではございません。そこは需要としっかりと連携することを前提として、コストを下げていく。また、そのコストには当然ながらこれまで集荷している段階、また加工している段階で生じており、お米を使うことを前提とした仕組みではありませんので、そういうコストも含めて、いろいろな技術などを変えていくということも含め、まず3年間やりたいということでございます。

八木座長 施策に関することについては、審議会あるいは食糧部会等がありますので、年次的な施策の検討はそちらで議論されると思います。この検討会は中長期的な視点で、これからの水田農業のあるべき姿についてフリーに議論する場であり、「『販売』を軸とした」というここを一つのポイントとして、御議論いただき、さまざまな考え方を委員の皆様から出していただき、それをまとめていくという役割であると理解しております。ですから、21年度、22年度ということにこだわらずに、これから本当にどう日本の水田農業の実力を高めていくのか、そのためにはどのような政策が望ましいのかを含めて、いろいろ御意見を賜ればと思います。

小野寺委員どうぞ。

小野寺委員 私も初めて参加させていただいて、皆さんの意見を聞きながら今思い当たる部分が1つあります。新規需要米は、すごくいい仕組みだと思っておりますが、これは主食の部分と非主食の部分をしっかりと定義を分けて進めていかないと、大変なことになると思います。

それから、今年、役割が期待されている集荷円滑化対策の課題も残っています。生産調整については、調整水田であれば即対応ができると思いますし、主食用の米の調整については、集荷円滑化対策の中で調整がなされ、即対応できると思います。しかしながら、北海道は50%以上の生産調整をしているところであり、20年に加工米や飼料米ですぐに作付けできるかという、すぐにはできる状況にないと思っております。それは新たに復田をするための基盤整備やいろいろな対策が必要になってくるわけであり、それらも踏まえた中で、年次的にしっかりと計画を立てながら加工米と主食米の部分を検討していかないと、これが報道により一般の農家や消費者に伝わると危険な状況になると思っております。

八木座長 阿部委員どうぞ。

阿部委員 先ほど竹内委員から、販売を考えない生産というのはないのではないかと、との話があり、私もそうだと思いますが、交付要件に需要者との播種前契約があることが条

件とされておりますが、結局、需要者や販売先が決め手になってくるのではないのでしょうか。そうすると、我々全農などの役割は非常に大きくなってくると思っております。

私とその販売先、需要者との関連で気になるのは、これに向けられる潜在生産力はどれくらいあるのかという点です。今の生産調整の中では、転作で定着しているものも相当あります。それから、今日、議論されているように、調整水田あるいは休耕地になっている農地も生産調整面積の中にかかなりあります。そういう生産調整の枠組み以下の面積と、今日問題になっている耕作放棄地や水田裏作、そういったような土地利用の面から見た潜在生産力としての根拠があると思っておりますが、一体どれくらいの潜在生産力が見込まれるのか。このことは、先ほど御議論いただいた需要者との関連でも大事なポイントになるのではないのでしょうか。

やはり決め手は、需要者と播種前契約するという事だと思っております。売る先がない物を作っても仕方ありませんので、そこをどのようにしていくのか。この見込みはどうなのか、ということは今申し上げたのですが、それを少し説明いただけませんか。

八木座長 農業生産支援課長どうぞ。

雨宮農業生産支援課長 まず需要面でいうと、エサ米は今各地域でいろいろと実験的な取組や試験場で給餌試験などが行われていますが、豚の場合だと配合飼料の1割程度を米に置きかえても、生育には全く支障がないというデータが出ております。鶏の場合にはかなり米を加えてもいいとか、牛はなかなか難しいとか、今手元に数字はありませんが、相当量の需要があるということでございます。先ほど計画課長がおっしゃったように、当然価格の問題はあるわけですが、現に全国的なモデルになっている山形県遊佐町の平田牧場の取組では、トウモロコシよりも高い価格でエサ米が販売・流通されているところです。

米粉は計画課長からお話がありましたが、麦については、最近、加工適性の良い品種、いろいろな地域に合った品種が出てきて、日本麺用を中心にさらに国産の需要の開拓が見込めるとか、あるいはパン用の品種も出てきており、一定程度の需要増が見込めると思っております。大豆も食品用の需要が約100万トンで、国産が今20万トンであります。その80万トンの輸入の部分について、需要者からの聞き取りと国際的な大豆の需給状況、特に日本の場合にはノンGMが食用に使われておりますので、そのノンGMの需給状況を見ると、これも一定程度の需要が見込めると思っております。

それを新たな転作田あるいは不作付けの農地に有効活用していくということですが、新

たな転作田については、昨年から進めている生産調整の拡大部分、今後の消費減に伴って必要になる拡大分、それから調整水田や保全管理などが行われている不作付水田が 20 数万ヘクタールあります。また、裏作については、米なりの表作との作付体系の問題とほ場の条件、排水性等、それから気候等による適地などを考えるとすべてというわけにはいきませんが、10 万ヘクタール、20 万ヘクタール程度の拡大は見込めるのではないかと考えております。こういうものを合わせますと、厳密な数字ではございません、大ざっぱな数字ですけれども、40 万ヘクタール程度の生産拡大の余地はあると思っております。

阿部委員 やはり需要者の内容とおよその量、それに対する潜在生産力との関係について資料を整備できるのなら、次回にでも提出していただきたいと思っております。この政策を成功させるためには、やはり確かな取組をしていかなければならないと思っております。そして自給力アップにつないでいくためには、確かな見通しで取り組んでいかなければならないと思っておりますので、そういうデータも揃えていただきたいと思っております。

八木座長 柴田委員どうぞ。

柴田委員 世界的に食料需給が逼迫してくる中で、将来的には 50%の自給率を目指して工程表を描かれていくとのことですが、最終的に 50%に達したときの主食用米の供給、生産のイメージはどういう姿を描いておられるのか。また、私が欠席したときに議論されたのかもしれませんが、備蓄について厚くしていくという考え方はないのかどうか、この 2 点をお願いしたいのですが。

八木座長 計画課長どうぞ。

枝元計画課長 主食用米につきましては、少なくとも現在、我が国の国民は日本国のお米を求めていると理解しております。自給率 50%に向けた工程表は今作成中でございますので、土地をどう割り振るか、消費をどう見込むかなどについては、現在省内で検討中でございますけれども、主食のお米につきましては、日本の中で基本的に供給していくことを前提に考えております。

あと、備蓄につきましては、個別に流通についてなどの議論はありましたが、この検討会では特に議論は行っておりません。少なくとも現在政府備蓄米につきましては 100 万トンの在庫があり、この量はいろいろな不作等々の段階として十分な量だろうと思っております。

八木座長 よろしいですか。

柴田委員 はい。

八木座長 他にございませんか。

大木委員どうぞ。

大木委員 今までの御意見を伺いまして、米粉とかエサ用のお米、こういうものを使うということは消費者もずっと願っていて、できるだけこういう国産のものでやって欲しいという気持ちはみなさん多く持っていると思います。ただ先ほど、吉田委員からも米粉の普及のための予算措置について御意見があり、4,000万円程度というお話でした。それから、販売のバックアップがないと、という話もございましたけど、全くそのとおりだと思います。町で米粉のパンを買おうと思っても、まだまだ店で面にはなっていませんし、聞くと、なかなか米粉は高いから難しいという声も聞きます。

みんなが協力していくためには、加工業者への協力や応援など、生産者ばかりでなく加工業者に対する応援も必要だと思います。今度こういう米粉のパンができたから、学校給食でも大いに協力して欲しいというときに、最初は、税金を使って少しずつでも援助を行い、しっかりとしたものを作っていないと伸びていかないと思います。そのあたりの予算措置はこれからどうなっていくのでしょうか。

エサ米はどのようなもので作られているのか、という情報はなかなか消費者には伝わっていないのです。このような宣伝もやはり必要だと思います。理解ができればみんな買おうと協力できるけど、ただ漠然としか見えてこない、買いにくいし協力をしたくてもできないことになりますので、予算を取るのは大変だと思いますが、加工業者にも協力・応援というものをしていただければと思います。

八木座長 計画課長どうぞ。

枝元計画課長 加工の方なり販売の方も含めて、そういう意味では設備などの支援は、先ほど融資、税制等も含めて御説明したとおりでございます。竹内委員からもございましたとおり、ともかく需要がなければどうしようもないのです。では、その需要は一体誰が開発するのかということです。国といえば国なのかもしれませんが、それはやはり生産者も含めてみんなが努力しなければならないと思います。

これまでずっと小麦を使っている製粉の方々に、米の粉を使ってくれということを強制することはできませんので、当然コストの問題や質の問題など、いろいろなことが必要になります。そこについては、当然ながらそういうソフト的な予算について、いろいろなネットワークの中で、例えばお米の消費拡大の予算もございしますが、消費拡大の予算は主食として食べるお米を念頭に置いているわけではございませんので、いろんな動きというの

は既存の施策も含めて可能だろうと思います。

あと、学校給食につきましては、現在、学校給食法が改正されまして、基本方針を文科省でお作りいただいているところでございます。米飯給食がほぼ3回になりまして、これをもう少し増やした方がいいのではないかとというのは、農水省だけではなくて消費者団体の方ですとか、いろんなところからお話があり、当省としても文科省のほうに、目標回数をもう少し上げたほうが良いのではないかと伝えております。パン業界の方との関係等いろいろお聞きをいたしますので、必ずしも米飯ということだけではなくて、米粉を使ったパンというのもよろしいのではないかとのお話もしています。現実に埼玉県では、埼玉の学校給食会がパンについてはすべて米粉50%、小麦50%のパンに置きかえられたところでございます。

このような動きというのは各地域でもいろいろ出てきており、私どももそれをいろんな面で後押しいたしますけれども、まさに需要というのは、エサについては価格を除けば、あきらかに需要があることがはっきりしております。

ただ米粉は、いろんな生産サイドや加工サイドなどからアプローチをしていただき、自分の米粉を使っていただく、それによって製品にさせていただく。その製品をどう消費者にアピールするのか。また、消費者におかれても、今、小麦の価格はキロ70円ぐらいで、米粉用の価格はキロ80円ぐらいでございます。この10円というのは案外大きな差でございます。例えばこの10円の転嫁というものを、本当に消費者の方に許容していただけるのか。やはり70円の小麦と一緒にないとだめなのとか、そこは関係者が、これまで米粒としてしか扱ってきておりませんでしたので、そういう粉としての使い方について、それこそ連携しているんな知恵を出す。その知恵が出たときに、例えばお金が必要だとすれば、いろんな施策があるのではないかと考えております。それをどううまく使うか。そういうことも含めて、各地域や各企業にいろいろな情報を提供して、いろいろな動きをしていただければと思います。

あと、先ほど点というお話がございまして、そのとおりでございますけど、最近、御案内のとおり、例えばスターバックスですとか、山崎パンの愛知工場ですとか、いわゆる大手に米粉を使用させていただいております。スターバックスですとロールケーキですし、山崎パンの愛知工場は愛知の用水と組んで、愛知のお米を使った米粉パン、これは極めて好評だというふうに聞いております。

そういう意味では、いろんな国際的な需給状況だとか、リスク分散などもあると思いま

すが、これまで点的に、ベンチャー的であったところに大手も乗り出してきておりますので、そういう動きもうまく予算やいろいろな動きの中で掴みながら進めていきたいと思えます。また、作る方にも米粉の売り込みをやっていただかないと、多分国だけでやる話ではありませんので、消費者の方々にどうPRしたら良いのかなど、お知恵を拝借しながら進めてまいりたいと思えます。

八木座長 ほかにございますか。

阿部委員どうぞ。

阿部委員 再三申しわけありません。2つお伺いしたいと思うのですが、この新規需要米の考え方の中には、エタノールの原料米という考え方は全くないのですか。

もう1つは、先ほど柴田委員がおっしゃった備蓄の考え方ですが、食料安保備蓄というような考え方はないのですか。

八木座長 計画課長どうぞ。

枝元計画課長 少なくともこの支援における新規需要米には、エタノールは入ってございません。

あと、食料安保備蓄についてですが、少なくとも現在の備蓄制度につきましては、国内においてお米の供給が不足するような事態となった際に、国民に供給できるような一定の基準に基づいて備蓄をしているところでございます。食料安保備蓄という趣旨、要は食料安全といえますか、供給できないときに供給するという意味では、その安定供給を担っていると思っております。

阿部委員 先ほど、もっと備蓄を厚くする考えはないか、という御発言があり、関連で申し上げますが、今は100万トンですか、根拠は消費量の大体1.5カ月分と聞いておりますが、このぐらいあれば、食料の安定確保は大丈夫だと考えているのですか。

世界的な食料逼迫の中で、国内の食料安全確保と安全保障というものの考え方があるとするれば、その中でこの備蓄政策をもう一度考え直すことがないのかお尋ねしたいわけです。それをたまたま「食料安保備蓄」という言葉に短縮して言ったわけであり、そういう備蓄の考え方がないのかお伺いします。

枝元計画課長 食料安保といえますか、少なくとも民間において供給ができないときに供給することが備蓄の役割であり、100万トンについては、御案内のとおり10年に1度の不作に対応できる、あと通常程度の不作として、作況指数94を念頭にしていますが、これが2年続いても対応可能だということで、平成13年の備蓄米研究会において、いろいろな

議論をいただき決定したところでございます。

国際的な状況はそのとおりでございますけれども、現在の日本国内におけます米の状況から見ると、十分な量だと考えております。

むしろ水田をフルに活用して、こういう新規需要米的なものを作っていく、これにより、いろいろなバッファーが可能になるわけです。このような取組を進めていくことが、「安保」という言葉が適切かどうかわかりませんが、世界的な食料需給の中で、水田が日本にとって今後とも非常に重要な生産基盤であるということであり、いろんな御意見あると思いますけれども、間違いのないと思っています。この水田をいかに、しっかりと活用できるか、また維持できるかということが、食料の安定供給の基礎ではなからうかと思っております。

八木座長 竹内委員どうぞ。

竹内委員 備蓄の話は、平成 13 年のときから随分年数も経って国際環境も変わっているとお感じの方もおられるかもしれませんが、供給力が減ったとき、不十分になったときにどうするのか。それでは、備えをしておきましょうというわけです。

ところで、供給がオープンの世界では供給不足時に備えた対応も違います。国内だけで供給する、海外とは遮断する世界と輸入をたくさんしている世界と事情が違うわけです。供給が減った場合というのは、それぞれ国内の供給が減った場合であり、海外に相当依存している場合には、海外の供給が減った場合であり、それによって違うことは当然です。

お米の場合には遮断されていますから、つまり輸入は一部国際協定的にありますけれども、基本的にはクローズになっていますから、国内の供給が減った場合となります。それでは、どの程度の作況が、2 年続いても大丈夫なのか、という議論をしているわけですから、これは平成 13 年と現在で国際環境が大きく変わったから、というので影響を受ける性格のものではないわけです。それ以外の輸入に依存しているものの状況が随分変わったわけですから、そこはどうするのかというのは、お米とは関係のない別の世界の話ではないか。

ところが、どうしても混同してしまう。国際需給がこれだけ変わった、供給力が減ったから米の備蓄のあり方を変える、減反の考え方を変えるという議論は、米と麦を混同している。お米は、基本的には自給している、過剰供給力がある。MA 米は別ですよ、管理してやっているわけですから。それでは大丈夫なのか、備蓄はどうだといっても、これは全然別の世界としてプリンシプルが、条件が違うわけであり、管理が必要なものは管理して

いけばいいということだと思います。

八木座長 吉田委員どうぞ。

吉田委員 主食用米の備蓄は100万トン。需要が減っているのだから私はもう少しという感じがするのですが、むしろ一番重要なのは、もし米でやるとしたら、今、新規需要のエサ米を備蓄する、エサ米で売れるような価格水準の米を備蓄するというならば、一つの議論としては成り立つと思います。

それはともかくとしまして、先ほどの竹内委員の御意見とやや似ておりますが、米粉、飼料用米の助成金10アール5万円という考え方は、もう少し阿部委員が言われたように、例えば加工用米の所得水準をきちっと補償するので、それに流通価格は大体このくらいを想定して、その部分の差額を補てんするという積極的な考え方が必要ではないか。やはり将来のいろいろなことから言えば、ある面での生産コスト、流通コストの差額をある程度補てんするという考え方を生産サイドにも少し徹底する必要があると思います。

高く売ればいいという議論になってしまうと、新しい需要が全く開拓できない。多分、阿部委員もそういう側面でおっしゃっていたと思います。売るためには一定の価格水準である必要があるということです。

そうすると、こことその差額だということになり、予算措置というより現場サイドの理解が深まることになる。需要を拡大していく上では、この助成金の内容についてもきちんと説明をされることが必要であると思います。もう1つは、主食用米でも全体の水田、米生産のイメージは、将来どの方向に向かってどうするのかということ。多分現場にはこの予算措置に伴うパンフレットが出てくると思うのですが、例えば主食用に関しても農水省が調べている価格調査だと、今2,500円以下を調べていますが、かつては3,000円だった。10キロ2,500円がかなりの割合で増えてきており、今3,500円未満が6割近くを占めている。かつては4,500円以上が6割を占めていたわけであり、消費者の米に対する価格意識が全く変わってきている。しかし、現場では依然として、おいしい米で高く売るという意識であり、実際に需要との意識が違ってきている。

あと、輸出も含めた問題で、日本の米の生産をどういう方向に持っていくのか、パンフレット等に入れたほうがいいのかと思います。

八木座長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、概ね意見等も出尽くしたと思いますので、本日の会議はこのあたりにさせていただきます。

(3) その他

八木座長 最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

枝元計画課長 ありがとうございました。これから冬に向けまして予算の作業が進んでまいります。いろいろ御意見いただきました。頭の整理をしながらやっていきたいと思えますし、きちんと需要を掴まえて普及していくということが重要だと思います。また、消費者の方にどう理解いただくかというのも重要だと思います。また、いろいろとお知恵をいただければと思います。

次回は第17回でございますが、議題につきましては別途御連絡したいと思います。今のところ、9月25日の木曜日10時から、農林水産省の7階の講堂でございます。よろしくお願いたします。

八木座長 本日は、活発な御質疑、御意見をありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。

閉 会